

議案第47号

松阪市税条例の一部改正について

松阪市税条例（平成17年松阪市条例第105号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月4日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市税条例の一部を改正する条例

松阪市税条例（平成17年松阪市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第90条第2項中「運転免許証」という。）」の次に「その他の第5号に掲げる事項を証するに足りる資料」を加え、同項第5号中「有効期限」の次に「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録の番号及び有効期限」を加える。

附 則

この条例は、令和7年3月24日から施行する。